

富良野市における高齢者の地域見守り活動に関する協定

富良野市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープさっぽろ（以下「乙」という。）は、高齢者の孤立死を防止するにあたり、高齢者のための地域の見守り活動に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は、連携して、地域住民による見守り安否確認に事業者の取り組みを加えた複合的・重層的な見守り・安否確認の仕組みを構築することにより、高齢者の孤立死の防止に寄与することを目的とする。

（協力内容）

第2条 乙の通常の業務における高齢者宅への訪問により、訪問先で異変等を発見したときは必要に応じて甲の市役所へ連絡するものとし、詳細については、別途締結する確認書によるものとする。

（有効期間と更新）

第3条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から起算して3年とし、期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれかから更新しない旨の意思表示がなされないときは、この協定は同一条件により更新されるものとし、それ以降も同様とする。

（協定の変更）

第4条 甲と乙は、この協定の内容に変更が生じた場合は、甲乙双方で協議し、必要に応じて協定書を変更するものとする。

（その他）

第5条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が各々押印の上、各自1通を保有する。

平成26年 2月 12日

甲 富良野市弥生町1番1号
富良野町市長 能登 芳昭



乙 札幌市西区発寒11条5丁目10番1号
生活協同組合コープさっぽろ
理事長 大見 英明



高齢者の見守りに対するコープ宅配システム（トドック）との連携について

1 必要性

これまでも孤立死防止を目的に地域住民による安否確認をはじめとした取り組みが行われているが、より効果的な取り組みを進めていくには、民間事業者との連携による複合的・重層的な見守り・安否確認システムが必要となっている。

2 事業者との連携内容

生活協同組合コープさっぽろの宅配システムである「トドック」・配食事業の日常における配達業務において、高齢者宅である訪問先で異変等を発見した場合、必要に応じて関係部署へ連絡するというもの。

(主な異変等)

- ・ 郵便受けに新聞や郵便物が相当量たまっている。
 - ・ 何日にもわたり、夜になっても洗濯物が物干しに干したままになっている。
 - ・ 数回の訪問の際にも、日中カーテンが閉じたままになっている
 - ・ 相当期間、除雪が行われた形跡がないなど
- ※ 倒れているなど緊急を要する場合には、まずは生協側において救急車や警察などの手配を行う。

3 実施内容

- 実施団体： 生活協同組合コープさっぽろ
- 対象世帯： 一人暮らしの65歳以上の高齢者
- 対応する曜日と時間： 月～金の9：00～17：00（年末年始、祝日は除く）
- 実施場所： 市内全域
- 連絡先等： 各関係部署

(なお、可能な限り生協側において緊急連絡先の確保を図るなど自らの体制を整えてもらうこととしている。)

4 実施日

本協定締結時から。

5 問い合わせ先

富良野市保健福祉部 福祉支援課 地域包括支援センター

確 認 書

高齢者のための地域の見守り活動に関する協力については、平成26年2月12日付けで富良野市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープさっぽろ（以下「乙」という。）との間に締結した「富良野市における高齢者の地域見守り活動に関する協定」（以下「協定」という。）に定めるもののほか、次のとおりとする。

（対象世帯）

第1条 協定の対象世帯は、乙が行うコープ宅配システム（以下「トドック」という。）を利用している富良野市に居住する一人暮らしの65歳以上の高齢者とする。

（乙の協力内容）

第2条 乙は、トドックに係る通常の配達業務、配食において、トドックの配達員が訪問先で次の各号のいずれかに該当する異変等を発見した場合は、当該配達員がその状況を総合的に判断し、必要に応じて甲に連絡するものとする。ただし、対象者が倒れているなどで緊急を要する場合は、乙から警察、消防署等に連絡するものとする。

- (1) 郵便受けに新聞や郵便物が相当量たまっているとき。
- (2) 物干しに干されている洗濯物の状況に変化がないとき。
- (3) カーテンが日中も閉められたままの状態又は夜間に閉められていない状態が数日間続いているとき。
- (4) 相当期間、除雪が行われている形跡がないとき。
- (5) 上記に掲げるもののほか異変等があると思われるとき。

（甲の連絡先）

第3条 前条に規定する甲の連絡先は、次のとおりとする。

富良野市保健福祉部 福祉支援課 地域包括支援センター

（対応日時）

第4条 この確認書に基づいて甲と乙が対応する日及び時間は、月曜日から金曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日から5日及び12月31日までは除く）の午前9時から午後5時までとする。

(その他)

第5条 乙は、この確認書に基づく取り組みを円滑に実施するため、対象者の緊急連絡先を把握するほか、乙の組織内における緊急時の連絡体制を可能な限り整えるものとする。

この確認書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が各々押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年 2月 12日

甲 富良野市弥生町1番1号
富良野市長 能登 芳昭



乙 札幌市西区発寒11条5丁目10番1号
生活協同組合コープさっぽろ
理事長 大見 英明

